

(目的)

第1条 本規程は、進学および進学後の研究活動が経済的理由により困難である学生に対し、学費減免を以て経済支援を行うことにより、教育の機会を均等とすることを目的とする。

(名称)

第2条 本規程により給付する奨学金を立正大学大学院橘経済支援奨学金（以下「奨学金」という。）とする。

2 本規程により奨学金の給付を受ける奨学生を立正大学大学院橘経済支援奨学生（以下「奨学生」という。）とする。

(資金)

第3条 奨学金の給付事業は、石橋湛山記念基金を原資として行う。

(応募資格)

第4条 奨学生に応募できる者は次のいずれかを満たす者とする。

(1) 各研究科への進学希望者で、かつ出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する「留学」の在留資格を有する者でないこと

(2) 各研究科の在籍者のうち、最短修業年限内の当該年度履修者で、かつ出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する「留学」の在留資格を有する者でないこと

(応募方法)

第5条 奨学生に応募する者は、期日までに所定の書類を学生生活課に提出しなければならない。

(選考)

第6条 奨学生の選考にあたっては、次に定める各種委員会の議を経て、学長が採用者を決定する。

(1) 各研究科委員会

(2) 大学院奨学生委員会

(3) 大学院運営委員会

(補則)

第7条 奨学生に関し、本規程に定めのない事項は、別に定める「立正大学大学院橘経済支援奨学生取扱細則」による。

(所管)

第8条 奨学生に関する事務は、学生生活課がこれを取り扱う。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は大学院奨学生委員会で発議し、大学院運営委員会の議を経て、学長がこれをおこなう。

2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。